

外国人技能実習生受入企業のみなさまへ

インターネットバンキング不正送金事案などの**犯罪に外国人技能実習生の方が関与**しているというケースが増加しています。**場合によっては逮捕**されることもあります。外国人技能実習生受入企業として、次のことについてご指導・ご配慮いただきますようお願いします。

外国人技能実習生を犯罪に加担させないために

SNSを通じて、「**お金になる話がある**」という言葉に誘われて、**軽い気持ちでしてしまう**ことが多いようです。

【外国人の方が犯罪に加担する事例】

- (1) 口座の売買（犯罪収益移転防止法違反など）
給与振込用に作成した金融機関口座を帰国する時に売り、その口座がインターネットバンキング不正送金事案などの不正送金先に利用される。
- (2) 現金の引き出し（犯罪収益移転防止法違反など）
自分の銀行口座に振り込まれたお金（不正送金や詐欺の被害金）を引き出し、別の口座（犯人の口座など）に送金する。
- (3) 不正配送（詐欺罪など）
自宅に配送されてきた荷物（詐欺や不正アクセスの被害品）を受け取り、転送する。
- (4) 携帯電話の売買（携帯電話不正利用防止法違反）
帰国するなどの理由で、不要になった携帯電話を売り、その携帯電話が犯罪に利用される。

【技能実習生の方に指導してほしいこと】

- (1) 上記のような行為は犯罪であること。
- (2) 「犯罪だとは知らなかった」という考えは通用しないこと。
- (3) おかしいなと思ったら、自分では断れないような誘いを受けた時は相談すること。
- (4) 友人に誘われたら、誘いに乗らず、友人にもやめるよう説得すること。

【企業の方に配慮してほしいこと】

- ◆ 帰国時には、**金融機関口座の解約**を済ませたかどうか**必ず確認**してください。
→穴を開けた通帳を見せてもらう、解約の際には金融機関に同行する など
- ◆ わからないことがあった時は、**警察や担当機関の窓口などにご相談**ください。
→石川県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 076-225-0110（代表）

石川県警察本部